

審査の結果の要旨

氏名 大野 志郎

本論文は、インターネット依存に関する従来の研究とその問題点を整理した上で、複数の調査データをもとに、ネット依存に関連する心理的要因等について多変量解析を試み、逃避型ネット使用から依存にいたる心理学的モデルを提起したものである。

以下、論文の全体の構成を説明する。

第一章においては、まず、これまでのインターネットの依存研究において、統一的なインターネット依存の定義や診断基準が存在せず、インターネット依存の概念構造自体についての解明も進んでいなかったことが指摘されている。本論では、インターネット依存傾向と実害を区別すべきものとし、逃避的なネット利用と依存とに強い関連性があること、そうした利用目的が、様々な社会心理的傾向やストレスとインターネット依存傾向とを結びつける媒介変数となり得ることを明らかにした。その上で、本稿では逃避的なネット利用を介した依存タイプを「逃避型インターネット依存」と名付けた。

さらに、インターネット依存尺度の構成要素について、没入性、統制不能、耐性、隠蔽等を「潜在的インターネット依存傾向」、人間関係や社会生活への不適応、健康上のトラブル等を「インターネット使用の実害」、逃避・回避的利用を「逃避的なインターネット使用動機」と定義し、これまでの依存尺度の項目がこれらによって適切に分類しうることを示した。

第二章においては、論文著者を中心として実施されたグループインタビュー調査から、具体的に依存に陥る契機を明らかにした。その結果、チャット等の同期的交流を行うアプリケーションだけではなく、SNS等の非同期的交流を行うアプリケーションや閲覧型のアプリケーションの使用によって依存に陥る実例が示され、その背景に逃避的なネット利用が多くを占めていることを明らかにした。また、著者らが実施した中学生調査(N=10,596)、高校生調査(N=15,191)から、ネット利用により、欠席、成績低下、身体的トラブル、精神不安定、友人関係の不仲、引きこもり等の実害が比較的高頻度で実際に生じていること、実害にいたるまでのネットの過剰利用の背景には逃避型ネット利用動機が関連していることが示された。

第三章においては、依存の概念モデルを実証するため、逃避型インターネット依存仮説モデルを作成し、高校生調査および中学生調査のデータを用いて、主に共分散構造分析による検証がなされた。

中心的な経路は、心理的ストレス要因から逃避型ネット使用に至る経路、逃避型ネット使用から潜在的ネット依存傾向への経路、潜在的ネット依存傾向からネット使用の実害へと至る経路であった。同時に、心理的ストレス要因は逃避型ネット使用を経由して潜在的ネット依存傾向を高め、逃避型使用は、潜在的ネット依存傾向を経由して実害に至ることが確認された。また、性別、学年別、アプリケーション別に実施した多母集団同時分析においても同様の関係性が見いだされた。

終章では、逃避型ネット使用がインターネット依存問題の主要な予測因子であり、ネガティブな心理変数とインターネット依存傾向とを結びつける媒介変数となることを確認するとともに、他のタイプのネット依存にも援用可能であることの社会的意義が強調され、一方で臨床的に実践可能な対処手段の探求が今後の課題であることが論じられた。

以上が本研究の概要であるが、審査委員からは本論文のいくつかの不足点も指摘された。

第一に、ネット依存については逃避型のみならず、享楽型(嗜好型)依存やつながら依存などいくつかのパターンが存在する。論文では、提示されたモデルが、そうした他のタイプの依存にも適応可能と述べているが、具体的にどのようなモデルが成り立つかは、今後、新たな実証的な検証が必要である。

第二に、WHOもネットゲーム依存を疾病指定する方針を明らかにしたように、ゲーム依存が改めて社会問題になっている現在、中高年生だけでなく、成人も含めて、提示されたモデルがどのような実際の効力を持つのか、将来的に検討が必要である。

第三に臨床的な知見との照合が不十分であり、今後、医療関係者とも協力しながら、依存治療への実践的展開が必要であろう。

こうしたいくつかの今後の課題が残されているものの、本論文の意義は、論文筆者の参加した研究プロジェクトが実施した複数の大規模調査を独自の視点から分析し、依存傾向や実害に関わる複雑な諸要因を多角的に検討し、依存回避の糸口にもなりうる「逃避型インターネット依存モデル」を提起した点にある。これまで十分議論し尽くされたとは言いがたい「インターネット依存」の構成概念を再整理した点も、今後のこの領域の学術的発展に大きく寄与するものである。こうしたことから、本論文はその学術的意義が高く評価できるという点で審査員全員の意見が一致した。

よって、本論文は、博士(社会情報学)の学位申請論文として合格と認められる。